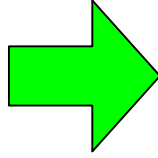


基幹バス・地域バス等の運行事業者選定に係る基本方針

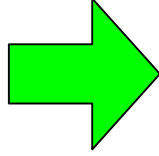
1 現状

既存運行事業者の撤退



- ・既存路線事業者に対する「補助金方式」
- ・代替事業者に対する「補助金方式」

問題点



- ・運行事業者選定の経緯が分かりづらい
- ・運行事業者への補填内容が分かりづらい
- ・既存運行事業者の既得権化

2 新たな考え方

「豊田市公共交通基本計画」に基づき
社会資本の一部として共働
(市民・運行事業者・行政で創り・育て・支える)

3 運行事業者の選定方法

運行経費、安全・安心の確保、利用者サービス等の
公平な評価による選定 (競争方式)

4 契約方法

約3年間の運行を目安とした委託方式の導入

委託方式による効果

- ・既存事業者は運行のノウハウを持っている。
- ・市や地域の計画を運行に直接反映できる。
- ・運行に係る責任が明確である。

5 スケジュール

平成19～20年度で補助金方式から委託方式へ移行

平成19年10月以降

新規路線、事業者撤退路線



委託方式により実施

平成19年9月以前の運行路線

現行路線



平成20年度までに補助金方式から委託方式へ切替